慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | ブラジル集団訴訟制度の由来、特徴、諸外国への普及 |
| Sub Title | Brazilian "class action" system : origin, distinctive characteristics and dissemination to other countries |
| Author | Pellegrini Grinover, Ada(Ōhara, Tsuyoshi)<br>オーハラ, ツヨシ(Maeda, Michiyo)<br>前田, 美千代(Kudō, Toshitaka)<br>工藤, 敏隆 |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 2019 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.92, No.7 (2019. 7) ,p.13- 40 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 特集 ブラジルにおける集団訴訟制度を通じた消費者被害救済と抑止手法の現況 (一) |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20190728-0013 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特集　ブラジルにおける集団訴訟制度を通じた消費者被害救済と抑止手法の現況（一）

# ブラジル集団訴訟制度の由来、特徴、諸外国への普及

アダ・ペレグリーニ＝グリノーヴェル
ツヨシ・オーハラ／訳
前田美千代／監訳
工藤敏隆／監修

一　集団的利益について
二　ブラジルにおける超個人的利益の裁判上の救済
三　ブラジルの集団訴訟ミニシステムの由来
四　拡散的、集合的及び同種個別的利益又は権利
五　ブラジルの集団訴訟制度と米国のクラスアクションとの相違
六　大陸法（Civil Law）諸国へのブラジル集団訴訟制度の普及
七　要約及び結論

## 一　集団的利益について

専門家の皆様を前にして集団的利益又は超個人的利益の概念や重要性について講義する意思はありません。た

だ、個人的利益の範囲を超えて集団に影響を与えるもので、その性質から超個人的利益、拡散的利益あるいは広義の集団的利益と呼ばれる利益に関する紛争であるということを指摘しておきたいと思います。

この種の紛争を裁判によって処理しはじめたのは、米国です。[1] クラスアクション（Class Action）と称する訴訟で、エクイティ（Equity）から誕生しましたが、[2] 一九三八年から制定法によって規律されるようになりました。[3] コモンロー（Common Law）主義の他の国では、それぞれの特徴を守りながらも、米国の制度を順次採用してきました。[4] しかし、大陸法（Civil Law）主義の国においては、実体法上の権利者と訴訟法上の権利者の一致、既判力等の判決効の主観的範囲の観念が強く、超個人的利益の保護に関する問題の解決に戸惑っていました。

## 二　ブラジルにおける超個人的利益の裁判上の救済

ブラジルの訴訟法は、イタリア法学界の一九七〇年代の理論的考察をもとに、直ちに運用できる拡散的権利の裁判上の救済制度を構築しました。[5]

ブラジルにおいて、拡散的利益の救済に関する最初の取組みは、憲法で認められていた民衆訴訟に関する法律（Lei da Ação Popular）の一九七七年改正のための作業の際に始まりました。同改正法は、公共財産の保護を目的としていた憲法の規定の趣旨を拡大して、公共財産の概念に芸術的、審美的、歴史的又は観光的財産及び権利を盛込みました。[6]

その後、一九八一年八月六日付法律第 6.938 号として登場した国家環境政策法（Lei da Política Nacional do Meio Ambiente）により、環境を侵害した者に対する刑事上及び民事上の責任を追及するための原告適格が検察庁（Ministério Público）に認められました。

しかし、制度を更に充実させる必要があり、一九八五年に（広義での）環境及び消費者の保護を目的とした公共民事訴訟法（Lei da Ação Civil Pública）が制定されました。この法律は、不可分として取り扱われる拡散的利益を対象としたものです。また、一九八八年連邦憲法も、その各種規定において集団的利益の重要性を強調しました。[7]

そして、一九九〇年の消費者保護法典が、当該公共民事訴訟法の適用範囲を広げて、訴訟物を問わず、すべての拡散的又は集合的利益に適用させるに至りました。この法律によって、従来は単に個人的取扱いのみ可能であった権利が、共通訴点の観点から民事裁判において集合的に処理しうる権利又は利益として、同種個別的権利と称する新規のカテゴリーとなって新設されました。現行法では、消費者保護法典中の訴訟法に関する規定は、消費者利益か否かを問わず、すべての拡散的、集合的又は同種個別的利益及び権利に適用されることになっています（公共民事訴訟法二一条）。[8]

このように、現在、ブラジルにおいては、公共民事訴訟法と消費者保護法典によって構成された集団訴訟ミニシステムが存在するといえます。[9]

## 三　ブラジルの集団訴訟ミニシステムの由来

大陸法（Civil Law）の国の間で先駆的であるブラジルの集団訴訟制度がコモンロー（Common Law）におけるクラスアクション（Class Action）の影響を受けたことはいうまでもありません。特に、米国のクラスアクションの影響を受けています。しかし、一九七〇年代のイタリアの法学者たち、とりわけ、カペレッティ（Cappelletti）、デンティ（Denti）、トロッケル（Trocker）、ビゴリッチ（Vigoriti）の学説も考慮しました。[10] 従って、

米国の制度をそのまま採り入れたのではなく、国の政治的社会的事情に合わせたものを構築したわけです。

米国では、クラスアクション制度が順次拡張され、法秩序において中心的役割を果たすようになりました。一九三八年の連邦民事訴訟規則（Federal Rules of Civil Procedure）は、その二三条に根本的な規定を設けて、訴訟の種類を区別しました。[11]

しかし、実践的に、各クラスアクションの種類を決めてそれに特化した裁判処理を定めるのは困難で、一九六六年、専門家たち（民事規則諮問委員会）により、連邦民事訴訟規則の関連規定が改正されました。[12]

一九六六年改正連邦民事訴訟規則二三条は、クラスアクションを実用的かつ機能的なものにしたと評されていますが、全てのクラスアクションに共通する四つの基本的要件（prerequisities）を定めるとともに（a項一号ないし四号）、クラスアクションを三種類に区分し、各種類で異なる要件を定めています（b項一号ないし三号）。[13] クラスアクションでは、提訴後早い段階で、これらの要件を充足することにつき、裁判所が認証（certification）を行う必要があります（c項一号）。

a項の基本的要件とは、三種類のクラスアクションの全てに共通して必要とされる訴訟要件、入り口要件（*threshold requirements*）のことです。

b項が規定する三種類のうち一号及び二号は、強制的（mandatory）クラスアクションであり、ブラジル法では拡散的利益及び集合的利益を保護するための訴訟に対応します。あとの一つである同項三号には、オプトアウト（opt out）の選択を認めることから非強制的（not mandatory）である「損害賠償クラスアクション（class action for damages）」が規定されています。これは、ブラジル法では個別的被害の賠償を目的とした同種個別的利益保護の訴訟に該当します。

損害賠償に関するクラスアクションでは、連邦民事訴訟規則二三条a項に定められた基本的要件を満たした上

で、同条ｂ項三号が規定する次の二つの追加的要件も具備しなければなりません。その一は、支配性（predominance）です。すなわち、共通した法律上及び事実上の問題が、個人的な問題に比べ支配的に重要であるということです。その二は、優位性（superiority）です。すなわち、集団的救済が、公正性及び効率性の観点から、個人的救済に勝るということです。[14] ｂ項三号には、これらの二つの要件に次いで、支配性と優位性を判断する際の考慮要素が例示されています（ｂ項三号(A)～(D)）。

この規定の趣旨は、裁判制度へのアクセスを確保するところにあります。米国法制度では、二つの側面として、個別的に極めて小さく且つ拡散した利益の訴訟的処理を簡易化させるとともに、裁判による判決の最も高い効率性を図ることを原理としています。それによって、さらに、時間、労力及び費用の節約並びに判決の一貫性の確保を目指すものです。

共通した争点が個人的な争点に対し支配的に重要であるという支配性の要件は、個別訴訟の多発により集団的救済が無意味になることを考慮しており、優位性の要件は、判決の清算及び執行が特に極めて困難な問題において判決を分断させないことの有利性を考慮して定められています。

米国の裁判所は、「損害賠償クラスアクション（damage class action）」の手続の各段階において、前記一九六六年改正に関する諮問委員会注記（*Advisory Committee's notes*）に基き、判決の公正と効率の必要性に鑑みて支配性と優位性の要件を遵守させます。米国法上の手続の過程を素描しますと、クラスアクションの認証（certification）（これに対しては上訴ができます）[15] に次いで、和解に関する協議が行われます。事件がトライアルに付される場合、当事者の請求があれば陪審（jury）による審理が行われます。[16] 当事者による立証を経て陪審による評決がされた場合、（評決に矛盾等があれば、評決を無視して判決をすることやトライアルをやり直すことも例外的に可能ですが）、裁判所は評決に基づいて判決をします。賠償額のクラスメンバーへの分配方法は、判決又は和解

の中で定められます。

## 四　拡散的、集合的及び同種個別的利益又は権利

ブラジルは、米国のクラスアクションの区分をもとに、一九七〇年代のイタリア法学者たちの学説を考慮しつつ、拡散的権利、狭義の集合的権利及び同種個別的権利の区別を定めました。

ブラジル法（消費者保護法典八一条）[17]の明文規定によって拡散的利益及び集合的利益は、超個人性及び不可分性を共通点としています。要するに、集団の一構成員がある法益を享受できるとすれば、その全員がそれを享受できる、また、一員に対してある法益の享受が認められない場合は、全員にそれが認められないということです。紛争の解決は、グループ全体にとって本質的に一様であります。

消費者保護法典の制度で、拡散的利益が集合的利益と異なる点は、人的要素にあるといえます。拡散的利益の場合、グループの構成員同士の間、あるいは相手との間にいかなる法律関係も存在しません。拡散的利益の主体は、不確定であり、確定し得えません。ただ、同じ場所に住んでいる、同じ製品を消費する、同種の企業活動を営んでいる等、ある一定の事実によって関係があるに過ぎません。その反面、集合的利益の場合には、グループの構成員（例えば、ある協会の会員）の間に基本的な法律関係があります。また、相手方との間（例えば、税務関係において、各納税者と収税局との間）に法律関係があります。この場合、主体は不確定であっても確定が可能です。

同種個別的利益は、利益の種類及び原因が同じであるものの、各構成員は、従来の、本質的に個別化できる個人的権利の持主であります。従って、一人で個人的に提訴することが可能です。ここでは、集団的に処理できる利益と、伝統的に個人で救済を求めることができる利益とが共存するということです。

## 五　ブラジルの集団訴訟制度と米国のクラスアクションとの相違

### 1　原告適格

ブラジルの集団訴訟制度は、米国のクラスアクションの影響を受けたには違いありませんが、米国の制度を単に輸入したのではなく、歴史的、社会的及び文化的に異なるブラジルの事情に適合させるために、それに大幅な変更を行ったものです。

最初に注目し得る相違は、原告適格の問題です。拡散的、集合的又は同種個別的権利という新しい権利の裁判上の救済のために、ブラジルの立法者は、独立かつ並存的な原告適格制度（legitimidade concorrente e autônoma）を選びました。即ち、それぞれ検察庁（Ministério Público）、公共弁護庁（Defensoria Pública）、その他官公庁並びに民事法によって設立され少なくとも一年以上活動している民間団体に原告適格を与えました（消費者保護法典八二条）[18]。そのほか、被害の規模又は特徴、あるいは保護すべき法益の重要性によって、裁判所は、その判断（ope judicis）で、事前設立の要件を免除することもできるようになっています（消費者保護法典八二条一項）[19]。米国のクラスアクションでは、グループのメンバーに適格性を認めていますが、それらグループは弁護士事務所によって集められ組織されるので、やりすぎや濫用といった批判があります。

### 2　既判力の主観的範囲

既判力の主観的範囲について、ブラジルでは独特な処理がなされています。民衆訴訟（ação popular）の経験を踏まえて、判決の対世効（*erga omnes*）原則を採用したものの、真偽不明（*non liquet*）[20]と主張する可能性を設けて、対世効を緩和させています。すなわち、裁判所が証拠不十分として請求を棄却した場合には、対世効は生

じないということです（消費者保護法典一〇三条一号及び三号）[21]。そして、本質的に分割できない拡散的及び集合的利益にとって不可欠であるこの対世効緩和制度に加えて、ブラジルの立法者は、同種個別的権利に関して、訴訟の結果によって態度を決める手法、具体的には、集団訴訟で勝訴した場合にのみ不参加メンバーたる被害者を拘束するという「（非当事者にのみ有利な）片面的既判力（*secundum eventum litis*）」という全く新奇な方式を導入しました。すなわち、集合的請求が認容されると、すべての権利者がその判決の恩恵を受けて、それぞれ個人の利益を目的として直ちに当該判決の清算及び執行をすることができますが、判決によって請求が棄却された場合、訴訟に参加しなかった権利者は、個別的に訴訟を提起することができるという仕組みです（消費者保護法典一〇三条三号、同条一項及び二項）[22]。ブラジル法は、各個人が集合的既判力に従うか従わないかを選択するオプトアウト（opt out）やオプトイン（opt in）といった制度を全面的に拒否しました。こうした制度では、選択に関する意思表示をさせるための通知手続が必要となりますが、この手続が非常に複雑で不十分なことが多いといえます。

その上、ブラジル法では、集団訴訟の判決及びその既判力の効果を個別訴訟で援用できます。要するに、集団訴訟において被害の事実とそれを賠償すべき責任が集団訴訟の判決で認容されれば、各個人はその個別訴訟及び清算手続において自己の被害と因果関係を申し立てるだけで足り、相手方は当該事実と責任について争うことができないことになっています（消費者保護法典一〇三条三項）[23]。

### 3　集団訴訟の監督制度

ブラジルでは、集団訴訟に対して監督制度があり、検察庁が当事者でないときは、検察庁が監督にあたります。米国のクラスアクションでは、裁判官が排他的に監督を行います。

### 4　裁判官の権限

米国の制度における裁判官の権限は、ブラジルの裁判官の権限よりも大きいといえます。ブラジルの法律は、原告適格者の主張する内容と保護法益の内容との間に一致性がなければならないとしているものの、「代表の適切性」、すなわち、原告の真面目さ、経済的能力、前歴等については、明確な要件を定めていません。

### 5　被告クラスアクション、流動的賠償及び支配性・優位性要件

集団を原告とせず、集団を相手として提起され被告側の方が集団となる訴訟を意味する「被告クラスアクション（defendant class action）」は、ブラジル法において明文規定がありませんでした。禁じられてはいないので、裁判所がこの種の訴訟を認めた裁判例はあります。今日では、二〇一五年新民事訴訟法典の占有の訴え（ações possessórias）に関する規定（五五四条）にそれが導入されています。

その反面、米国のプラクティスである流動的賠償（fluid recovery）は、ブラジル法に完全に採り入れられています。全体に対する被害が個人の受けた被害と比較にならないほど大きい規模であるとき、全体被害の計算が行われ、その賠償金は、被侵害利益の回復を目的とした基金に振り込まれるという制度になっています。

また、同種個別的権利に関する事件では、支配性と優位性（概括給付判決の個別的清算が容易であるか困難であるか）の要件も学説やいくつかの判例で認められています。

## 六　大陸法（Civil Law）諸国へのブラジル集団訴訟制度の普及

### 1　二〇〇四年イベロアメリカ集団訴訟モデル法典

ブラジル集団訴訟制度の普及は、ブラジルの法学者三名[24]の参加で起草された「イベロアメリカ集団訴訟モデル法典（Código Modelo de Processos Coletivos para Ibero-America）」が二〇〇四年にイベロアメリカ訴訟法協会（Instituto Ibero-Americano de Direito Processual）によって承認されたことで大きく推み始めました。

それ以前に、ポルトガルが別な名称を使用しつつも広義の意味での全ての集団的権利をカバーすべく、同様のモデルを導入していました[25]。コロンビアの制度もこれに類似していました[26]。また、アルゼンチンのカタマルカ州[27]やリオネグロ州[28]では、おそらくこのモデル法典に基づいて実質的な集団訴訟制度を採り入たと考えられます。

イベロアメリカのその他の国では、実質的な集団訴訟制度がないとしても、集団訴訟の問題に目覚め、憲法やその他の法律の規定を適用してあらゆる事件を集団的に処理するようになっています。アルゼンチン[29]、コスタリカ[30]、エクアドル[31]、ペルー[32]、ベネズエラ[33]及びウルグアイ[34]がその例です。

いくつかの国においては、集団訴訟の一般的制度がなく、分野ごとに特定問題の解決を図る法律や規則があります。ドイツ[35]、オーストリア[36]、スペイン[37]、フランス[38]、イタリア[39]、日本、スイス、メキシコ[40]、パラグアイ及びベネズエラ[41]がその例です。ブラジル集団訴訟制度の影響は、チリ[42]、日本、メキシコ[43]、パラグアイ[44]及びベネズエラ[45]の制度に見られます。

### 2　原告適格と「代表の適切性」要件

超個人的権利の保護は、拡散的利益（主に環境）の面においても、同種個別的権利（主に消費者）の面において

も、ヨーロッパで分野ごとに順次成文化されてきました。しかし、クラスアクション制度の原告適格の方式は導入されませんでした。ヨーロッパには、次のような原告適格に関する二つの方式があるといえます。イ）自然人及び（又は）認可された団体に対してのみ適格を認める方式、ロ）上記の方式をさらに拡大して自然人及び（又は）団体に加えて公的機関の共同適格を認める方式です。後者の場合は、各提訴者が独立である併存型の共同適格方式です。

自然人及び（又は）民間団体に限って集団訴訟の提訴を認めるのは、ドイツ、フランス、イタリア、日本及びスイスです。その他の国は、独立併存型の共同適格を選択しました。ブラジル[46]、チリ[47]、イスラエル及びポルトガル[48]を含むいくつかの国では、特定の公的機関に事件の監督を委ねます[49]。

ブラジルの制度では、提訴者について事案との関連性を調査するにすぎませんが、大陸法（Civil Law）の国では、「代表の適切性」の要件を、名称が必ずしもこれでなくとも、広く使用しています。

このいわゆる「代表の適切性（adequacy of representation）」は、集団訴訟の提訴に際して起こりうる濫用を管理する手段です。集団訴訟の提訴適格者について米国で誕生した、誠実性、信頼性、技術的経済的能力による「代表の適切性」要件は、既判力を緩和することなく第三者に及ばせる制度の国では、特に重要であります。しかし、他の制度を選択した国でも、特に自然人及び団体を原告適格としている場合、あるいは「被告クラスアクション」を認めている場合、有用な要件です。

代表の適切性については、裁判官がその都度それを評価する方式と、法律によって適格の判断に制限を設ける方式とがあります。例えば、民間団体は、一定の法定要件を満たした上でなければ提訴する資格がないとか、公的機関でも、その原告適格は、事案が社会的重要性に関する基準を満たさなければ認められないといったことです。

代表の適切性に関する事前要件を裁判官の評価に委ねる方式について、これを法律の明文で制度化する国は少ないですが、ウルグアイはこの制度を採っています[50]。アルゼンチン[51]とパラグアイ[52]ではこの方式が判例により確立されました。

しかし、名称はともかく、適格者が訴訟提起するために不可欠な法定要件としての代表の適切性は、一般に大陸法（Civil Law）の国で採用されています。オーストリア、ベルギー、チリ[53]、コロンビア[54]、フランス[55]、オランダ[56]、日本、イタリア、ポルトガル[57]、アルゼンチンのカタマルカ州[58]、スウェーデン、スイスがその例です。

### 3　同種個別的利益に関する集団訴訟判決の既判力――片面的既判力 vs オプトイン方式・オプトアウト方式――

同種個別的権利の集団的保護に係る判決の既判力について、ヨーロッパの国々は、ブラジルの「（非当事者にのみ有利な）片面的既判力（*secundum eventum litis*）」という方式をとりませんでした。そして、オプトイン（opt in）方式とオプトアウト（opt out）方式のいずれか、また多くの場合は、その両方をとりました。

大陸法（Civil Law）の国で、オプトアウトのみの方式を持つ国は稀で、オランダがその一例です。

オプトアウト方式は、対審原則及び既判力の範囲を当事者に限定する原則に反するとして批判されることから、大陸法（Civil Law）のいくつかの国は、ドイツ[59]、コロンビア[60]、フランス[61]、イタリア及びスウェーデン[62]の如く、オプトイン方式をとりました。

しかし、オプトイン方式にも批判が存在します。それは、多くの場合、集団訴訟を空しい手続にして、訴訟の多発、判決の矛盾、裁判実務の細分化等を避け集団的紛争を一括して解決するという集団訴訟制度自体の理想を裏切るものであるからです。

いくつかの国は、オプトアウト方式に対する批判とオプトイン方式の効果の乏しさを考慮して、両方式の組み

合わせによる制度を構築しました。デンマーク[63]、イスラエル、ノルウェー[64]及びスウェーデン[65]がその例です。それらの国では通常オプトイン方式を優先させ、オプトアウト方式は残留的なケース、特に経済的価値が小さく、グループの構成員に事件参加の希望者が極めて少ない場合に利用されるようになっています。

## 七　要約及び結論

(1)　大陸法（Civil Law）の国における集団訴訟制度の現状

大陸法諸国における集団訴訟制度はいまだ米国のクラスアクションのような熟達及び発展に至っていませんが、実質的な集団訴訟制度の確立を目指す国の数が益々増える傾向にあります。

(2)　コモンロー（Common Law）及び大陸法（Civil Law）における方法

大陸法諸国では、米国のクラスアクションと同様の方法をとらず、それぞれの訴訟法の原理に見合った独自の制度を構築しています。

(3)　原告適格

原告適格を自然人及び（又は）民間団体に限る国は少数派です。公的機関も適格とするほか、専門的な公的機関に監督をさせるという著しい傾向があります。

(4)　代表の適切性

米国のクラスアクション制度のように、代表の適切性に関する事前要件をその都度裁判官に評価させる制度を持つ国は稀です。しかし、多くの大陸法諸国では、「代表の適切性」なる用語を使用していなくても、これと同趣旨の原告適格に不可欠な事前要件を法律で定めています。

(5) 拡散的権利及び集合的利益の場合の既判力

拡散的権利及び集合的権利に係る判決に対する既判力については、その判決が請求を認容するか棄却するかとは無関係に、一律にその対世効を認めています。イベロアメリカのいくつかの国では、判決が証拠不十分として請求を棄却した場合、既判力を緩和して新たな証拠に基づく同様の訴えを認める場合があります。

(6) 同種個別的権利の場合の既判力

同種個別的権利に関する判決の効力については、二つの対立した傾向があります。イベロアメリカ諸国では、[66] コロンビア、[67] ポルトガル[68]及びアルゼンチンのカタマルカ州[69]を除き、概して「（非当事者にのみ有利な）片面的既判力（*secundum eventum litis*）」が生じる制度を選択しています。これは、個人的利益を保護するためで、集団訴訟が判決によって棄却されても、被害者が個別訴訟を起こすことを妨げないという考え方です。その他の国では、オプトイン（opt in）方式かあるいはオプトインとオプトアウト（opt out）の組み合わせを採用する傾向があります。組み合わせ方式を採用する場合でも、オプトアウト方式は通常残留的に、経済的価値が小さい事件にのみ使用されています。

(7) 最終的結論

大陸法諸国では集団訴訟制度が著しく発展していると結論づけることができます。三十余年で、超個人的権利の裁判上の救済は、ゼロから出発して立法、学説、判例の各分野で活発な取り組みが行われるようになり、その将来は明るいといえます。勿論、いくつかのメカニズムについて更なる成熟があるに違いありませんが、米国系のクラスアクションから様々な側面において離れ、ローマ・ゲルマン法学派の原理に適した解決方法を目指す独自の集団訴訟制度の確立が予想されます。

（1）　浅香吉幹著『アメリカ民事手続法［第3版］』（弘文堂、二〇一六年）三五頁。

（2）　クラスアクションは、エクイティ裁判所の手続として発展したものであるが、それは沿革的には、訴訟物に実質的な利害関係を有する者全員を訴訟当事者にしなければならない、というエクイティの原則の例外として発展したものである。エクイティの原則は、強制的当事者併合（compulsory joinder）と呼ばれるが、右の沿革からクラスアクションは、本来、強制的当事者併合に該当する類型の訴訟のみについて許される例外的手続である、と考えられる傾向にあった（上原敏夫著『団体訴訟・クラスアクションの研究』（商事法務研究会、二〇〇一年）一三三頁）。

（3）　連邦において、エクイティとコモンローとが手続上統合され、一九三八年に連邦民事訴訟規則が制定された（上原・前掲書（注2）、一三四頁）。

（4）　オーストラリアでは、ヴィクトリア州（一九八六年）及び南オーストラリア州（一九八七年）において特別法により損害賠償クラスアクション制度が導入された。またカナダでは、ケベック州が一九七八年に一早くオプトアウト方式に基づくクラスアクション法を制定し、一九九〇年にはオンタリオ州でオンタリオ集団手続法（Ontario Class Proceedings Act）が制定された。カナダの制度については、山本和彦著『解説 消費者裁判手続特例法［第2版］』（弘文堂、二〇一六年）四七頁以下参照。

（5）　アントニオ・ジディ／三木浩一、工藤敏隆、浦西洋行訳「ブラジルにおけるクラス・アクション～大陸法諸国のためのモデル～〔2〕」国際商事法務三四巻九号（二〇〇六年）一一五九頁以下。

（6）　一九七七年一二月二〇日の法律第6.513号により、財産的損害にとどまらず、歴史、文化、観光上の財産及び権利が含まれ広く解釈されるようになった（二宮正人「ブラジルの法制度」中川和彦、矢谷通朗編『ラテンアメリカ諸国の法制度』（アジア経済研究所、一九八八年）三八六～三八七頁）。

（7）　ジディ／三木、工藤、浦西訳・前掲論文（注5）、一一六〇頁。

（8）　ジディ／三木、工藤、浦西訳・前掲論文（注5）、一一六〇頁。

（9）　拡散的権利と集合的権利の保護に関する手続は公共民事訴訟法に定められ、同種個別的権利の保護に関する手続は消費者保護法典に定められている。このようにクラスアクションについて総合的に規定する成文法が二つ存在するが、両者は相互補完によって、事実上ひとつのクラスアクション手続法を構成している（ジディ／三木、工藤、浦西

訳・前掲論文（注5）、一一六〇頁）。

(10) ジディ／三木、工藤、浦西訳・前掲論文（注5）、一一五九頁。

(11) 一九三八年連邦民事訴訟規則の二三条(8)が定めたクラスアクションにおいて、(a)項(3)号の「メンバー各自の個別的な権利で、それらの権利に影響する共通の法律問題があり、共通の救済が認められている場合」という類型が存在する。これは、メンバーの権利相互の法律的関連性（privity）の考慮からではなく、必ずしも当事者併合が必要なわけではないが、共通の争点があるため多数の者について紛争を一挙に解決するのが妥当であるという考慮から規定されたものである（上原・前掲書（注2）、一三四頁）。

(12) 上原・前掲書（注2）、一三六頁。

(13) 浅香・前掲書（注1）、三八頁。

(14) 一九六六年改正連邦民事訴訟規則二三条b項三号により、「クラスメンバーに共通する法律上、事実上の争点が個々のメンバーだけに関連する争点に比して支配的（predominate）であること、及び、事件の公正かつ効率的な審判のためにクラスアクションが他の利用可能な手続に比べて優れていること」と定めるようになった（上原・前掲書（注2）、一三六頁）。

(15) 連邦民事訴訟法規則二三条f項。

(16) 連邦民事訴訟法規則三八条b項。

(17) 消費者保護法典八一条補項では、本文で「集団的保護（defesa coletiva）は、次のものを取り扱う場合に行われる」とし、「本法典の諸効果のため、事実状況によって結ばれた不確定の人々が有する超個人的で不可分の性質を有するものと理解される拡散的（difusos）利益又は権利」（一号）、「本法典の諸効果のため、共通の法律関係によって相互に又は相手方当事者と結びついている人々の集団、カテゴリー又はクラスが有する超個人的で不可分の性質を有するものと理解される集合的（coletivos）利益又は権利」（二号）及び「共通の原因から生じたものと理解される同種個別的利益又は権利」（三号）と定める。

(18) 消費者保護法典八二条本文で、原告適格として、検察庁（一号）、連邦政府、州、市町村及び連邦直轄区（二号）、行政権を直接的又は間接的に行使する公的機関及び省庁（三号）、及び、少なくとも一年以上前に合法的に設立され

た団体であって、その目的が本法典が定める利益及び権利の保護を含むもの（四号）が定められている。三号はプロコンを想定しており、四号がＩＤＥＣなどの民間消費者保護団体を想定している。

(19) 消費者保護法典八二条一項では、「損害の規模若しくは特徴、又は、保護されるべき法的利益の重要性により示された（evidenciado）明白な（manifesto）社会的利益が存するような場合には、九一条以下に規定された訴訟において、裁判官は、事前設立（pré-constituição）の要件を免除することができる」と定められている。九一条以下に規定された訴訟とは、同種個別的利益保護のための訴訟のことである。

(20) 証明責任との関係で、裁判をするにあたって裁判所又は裁判官がある事実の有無につき確信を抱けない場合に真偽不明（*non liquet*）となり、その事実の有無を前提とする法律効果の発生又は不発生が認められることにより、当事者の一方が不利益を被ることになる。

なお、法規の不備や欠缺が多々見られる国際法において、適用法規上の限界（法規の不存在又は不明瞭な法欠缺状態）として、裁判所が裁判不能の状態に陥ることが多いことにつき、杉原高嶺「国際裁判における non liquet の克服」北大法学論集二九巻二号（一九七八年）一頁以下。

(21) 消費者保護法典一〇三条一号では、「八一条補項一号の場合において、請求が証拠不十分により棄却された場合を除き、対世効を有する。証拠不十分による棄却の場合、あらゆる原告適格者は、新証拠により同一根拠に基づいて新訴を提起し得る」と定め、同条三号では、「八一条補項三号の場合には、請求認容の場合のみ、全ての被害者及びその承継人の利益のために、対世効を有する」と定める。

(22) 消費者保護法典一〇三条一項では、「（一〇三条）一号及び二号に規定された既判力の諸効果は、集団（coletividade）、グループ（grupo）、カテゴリー（categoria）又はクラス（classe）の個別の利益及び権利に損害を与えるものではない」と定め、同条二項では、「（一〇三条）三号所定の場合において、請求棄却の場合、共同訴訟人として裁判に参加しなかった利害関係人は、個別に損害賠償訴訟を提起し得る」と定める。

(23) 消費者保護法典一〇三条三項では、「一九八五年七月二四日の法律 7.347 号（公共民事訴訟法）一三条とともに、同法一六条にいう既判力の諸効果は、個別に提起されるか又は本法に定められた形で提起された、個人的被害に関する賠償請求訴訟を害するものではないが、請求認容の場合は、被害者及びその承継人に利益を与え、九六条から九九

条の規定に従い、清算及び執行の手続を行うことができる」と定める。

(24) アダ・ペレグリーニ＝グリノーヴェル、カズオ・ワタナベ及びアントニオ・ジディの三名である。

(25) ポルトガルでは、一九九六年消費者保護法（Lei de Defesa do Consumidor）（法律第 24/96 号）三条 f 号において、「同種個別的、集合的又は拡散的な利益又は権利の侵害から生じる財産的又は非財産的な損害の予防及び賠償」を消費者の権利として掲げる。同法では「差止訴訟（acção inibitória）」（一〇条、一一条）という名称でありながら、その原告適格を定める一三条において、直接の被害者たる消費者（a 号）、民衆訴訟法（法律第 83/95 号）の定めに従い、直接の被害者ではない消費者及び消費者団体（b 号）、及び、同種個別的、集合的又は拡散的利益が問題となっている場合には、検察庁及び消費者局（c 号）が認められており、また二〇条においても「消費者の同種個別的利益、集合的又は拡散的利益の保護に係る行政及び民事訴訟に介入することにより、本法の適用範囲内及び各管轄内での消費者の保護を図ることも検察庁の任務である」と定めていることからも、三条 f 号に定めるとおり、同種個別的利益の侵害に基づく賠償請求訴訟を包含するものである。なお、一九八五年約款デクレト（DL 第 446/85 号）でも、濫用条項の無効を求める「差止訴訟（acção inibitória）」について定められている。

(26) コロンビアでは、一九九八年民衆訴訟及びグループ訴訟法（法律第 472/1998 号）の下で、いわゆる拡散的利益及び集合的利益は民衆訴訟の対象となり（二条及び四条）、またいわゆる同種個別的利益はグループ訴訟の対象となる（三条）。グループは二〇名以上から成るものとされている（四六条）。グループ訴訟の原告適格として、個別の侵害を被った自然人又は法人の他、被害者の要請がある場合又は保護を欠く状況にある場合に人民弁護官（オンブズマンに類似）、市区代理人が認められている（四八条）。判決前の段階で、グループのメンバーが判決や和解の効果を受けたくない場合は、訴状送達期間満了から五日以内に除外の意思表示を行う必要がある（五六条 a 号）。判決後の段階では、その者の利益がグループの代表者によって適切に提示されていないか又は通知に重大な錯誤が存在することを証明する場合に、判決効の影響を受けない（五六条 b 号）。判決は訴訟の当事者、及び、グループに所属していながら、グループ及び訴訟の結果からの除外の決定を適切かつ明示的に表明しなかった者に関して既判力を有する（六六条）。

(27) アルゼンチンのカタマルカ州では、二〇〇一年拡散的利益又は集団的権利の司法的保護法（Ley sobre Amparo

Judicial de Intereses Difusos o Derechos Colectivos）（法律第5.034号）が集団訴訟の手続を定めている（集団的利益は広義であり、集合的利益と同種個別的利益を含む）。本法の適用範囲（二条）は、環境（a号）、審美的、歴史的、都市計画的、芸術的、建築的、考古学的及び景観的な価値（b号）、消費者（c号）、競争（d号）及びその他の社会的価値（e号）にわたる。本法の下で請求（三条）として、予防請求（差止より広い概念）（a号）、特定履行請求（b号）及び損害賠償請求（c号）が認められている。原告適格（八条）としては、州検察庁、検察庁、市町村等の公的機関に加えて、法人登記された団体、その他の民間団体又は個人が認められている。

(28) アルゼンチンのリオネグロ州では、一九九四年の法律第2.779号が拡散的利益及び／又は集団的権利保護手続（amparo de los intereses difusos y/o derechos colectivos）について定めている（一条）。本法の適用範囲（二条）は、環境（a号）、消費者（b号）、考古学的、歴史的、都市計画的、建築的、芸術的及び景観的財産を含む文化的財産（c号）、その他の社会的な価値及び／又は財産（d号）にわたる。本法の下での請求（三条）として、予防請求（差止より広い概念）（a号）、特定履行請求（b号）及び損害賠償請求（c号）が認められている。原告適格（八条）としては、州検察庁、検察庁、市町村等の公的機関に加えて、法人登記された団体、その他の民間団体又は個人が認められている。

(29) アルゼンチンでは、一九九三年消費者保護法（Ley de Defensa del Consumidor: LDC）（法律第24.240号）五四条において集団的利益保護に係る判決効を定めていたが、大統領拒否権の発動により死文化した。翌一九九四年の憲法改正（現行憲法）により、四三条に集団的保護〔集団的アンパーロ〕（amparo colectivo）に関する規定が置かれ、同条二項では、具体的保護対象として、「環境、競争、利用者及び消費者」を列挙する。この憲法規定に関しては、「偶発的集団的権利（derechos de incidencia coletiva）」という文言の解釈として拡散的利益・集合的利益のみならず同種個別的利益も保護対象として含むと解されているものの、本規定の主な目的は侵害行為の差止にあり、損害賠償を認めるものではないと解されている（学説）。しかしながら、その後長らく「偶発的集団的権利」保護に関する手続規定等が何ら整備されず、個人情報漏洩に関する二〇〇九年の「アラビ（Halabi）事件」最高裁判決（CSJN, en autos: Halabi, Ernesto c. P.E.N. Ley 25.873 DTO. 1563/04, AR/JR/182/2009）において判例法に基づく集団的利益保護（いわゆる「同種個別的利益」）が実現された。同時期の二〇〇八年改正消費者保護法（法律第26.361号）の下、

同種個別的利益保護の手続規定が置かれた（五四条三項）。原告適格として、国家・地方当局、人民弁護官、検察庁及び消費者団体が認められている（五二条二項）。判決効については、ブラジル法と異なり、事前に反対の意思を表明する者を除き、類似条件下にある全ての消費者及び利用者に及ぶ（五四条二項）。当該判決効規定に関しては、集団訴訟が棄却された場合の個別訴訟の可否をめぐって学説による議論の的となっている。なお、拡散的利益に関しては、二〇〇二年環境一般法（Ley General del Ambiente）（法律第 25.675 号）の下で、人民弁護官及び環境保護団体による集団訴訟が認められている（三〇条）。判決効については、証明上の問題による場合であっても請求が棄却された場合を除く、既判力の対世効が規定されている（三三条二項）。

(30) コスタリカでは、消費者法分野に関して、基本法的性質を有するとともに国家の後見的介入の強化を内容とする一九七五年消費者保護法（Ley de Protección al Consumidor）（法律第 5665 号）が存在し、その後一九九五年競争及び消費者実効的保護促進法（Ley de Promoción de la Competencia y defensa efectiva del Consumidor）（法律第 7472 号）により、消費者保護における国家の役割は介入から競争促進へと方向転換した。同時期の一九九六年、コスタリカ政治憲法の改正が行われ、消費者保護を謳う明文規定が置かれた（四六条）。これらの法律に集団的保護に関する規律は存在せず、唯一、一九九五年競争及び消費者実効的保護促進法五四条において、消費者団体の訴訟手続における原告適格が定められているにすぎない。環境等に関する拡散的利益については、刑事訴訟法三八条において、「集合的又は拡散的利益に影響を与える処罰すべき事実に関しては、共和国検事総長による私訴権（acción civil）が行使され得る」と定める。二〇一六年新民事訴訟法一九・一条では、（集合的利益を念頭に置いた）グループ（六号）、拡散的利益を主張するあらゆる集団（七号）の原告適格を認めるとともに、公共財産を念頭に置いた拡散的利益侵害に関する占有の訴え（一〇六・二条及び一〇六・三条）、差止請求（一〇七・一条及び一〇七・二条）に関する規定が置かれた。このように、二〇一六年新民事訴訟法により集合的利益及び拡散的利益については明文規定が置かれたが、同種個別的利益については何ら定められなかった。

(31) エクアドルでは、二〇〇〇年消費者保護法（Ley de Defensa del Consumidor）の下で、消費者団体の目的の一つとして、司法機関・行政機関に対して消費者の個別的又は集団的利益を代表することが定められ（六三条）、また、消費者保護法違反に際して民衆訴訟（Acción popular）を提起し得ることが定められている（八八条）。八八条は消

費者の拡散的利益に配慮したものである。なお、二〇〇八年政治憲法により、消費者保護手続及び損害賠償のメカニズム整備、消費者団体設立の推進を含む消費者保護に関する明文規定が置かれた（九二条）。

(32) ペルーでは、一九九三年民事訴訟法典八二条により環境、文化的・歴史的財産、消費者に関する「拡散的利益」保護規定が置かれ、検察庁及び法律又は裁判官が認める非営利団体にその訴訟を提起する権限を与えた。同条は二〇〇二年改正により、地方公共団体や先住民コミュニティにも原告適格を付与した。同じく一九九三年制定の憲法六五条の下、消費者及び利用者の利益の保護が謳われている。また、二〇一〇年消費者保護法典（Código de Protección y Defensa del Consumidor）（法律第29.571号）第六編「消費者の集団的保護」（一二八条～一三一条）において、拡散的利益及び集合的利益の保護に関して定められている。

(33) ベネズエラでは、一九九九年制定の現行憲法において、個別的権利、集合的権利及び拡散的権利保護のための司法へのアクセスを保障する旨の規定が置かれた（二六条）。この憲法の定めに基づいて、「製品及び役務へのアクセスにおける人々の保護法（Ley para la Defensa de las Personas en el Acceso a los Bienes y Servicios: Ley DEPABIS）」、「ラジオ、テレビ及び電子的手段における社会責任法（Ley de Responsabilidad Social en Radio, Televisión y Medios Electrónicos: Ley RESPORTE）」、「市町村公権力組織法（Ley Orgánica del Poder Público Municipal: LOPPM）」及び「司法最高裁判所組織法（Ley Orgánica del Tribunal Supremo de Justicia: LOTSJ）」といった各種特別法によって具体的規定が置かれている。

(34) ウルグアイでは、一九八八年一般訴訟法典四二条において拡散的利益（及び集合的利益）の場合の代表訴訟に関する定めがあり、検察庁、あらゆる利害関係人及び法律又は裁判所が認める機関や団体に原告適格を認めていた。同法典二二〇条では、拡散的利益に係る訴訟において言い渡された判決の既判力について、証拠不十分による棄却の場合を除き、一般的効果（eficacia general）を有すると定めていた。なお、証拠不十分による棄却の場合は、他の原告適格を有する者が改めて新訴を提起し得ることも定められている。一九九〇年三月三〇日付法律第16.112号六条により、一般訴訟法典四二条所定の訴訟を提起する者として、「住居、地域整備及び環境省（Ministerio de Vivienda, Ordenamineto Territorial y Medio Ambiente）」が追加された。同様に、二〇〇四年の法律第17.823号である児童青少年法典（Código de la Niñez y la Adolescencia）では、児童及び青少年の権利保護に対する一般訴訟法典四二条の

適用を明文化した。この他、一九九四年一月一九日付（法律第16.466号）環境的影響評価法（Ley de Evaluación del Impacto Ambiental）、二〇〇〇年八月一一日付（法律第17.250号）消費関係法、二〇〇〇年一一月二八日付（法律第17.283号）環境保護法及びアンパーロ訴訟法（法律第16.011号）に集団的保護に関する直接的、間接的な規定が存在する。なお、一般訴訟法典四二条所定の原告適格者に関し、検察庁はブラジルほど活発な働きをしていない点、また、裁判所が認める機関や団体については、消費関係法四二条E号の下で、消費者団体は民事団体として設立された法人で、消費者保護分野局（Dirección del Área Defensa del Consumidor）に登録されたものであることを要する点を指摘し得る。ただし、後者については、裁判所が認めるものであれば、必ずしも消費関係法四二条E号の要件を満たす必要はなく、法人格がなくてもよいし、消費者保護分野局の登録も必要ないとする学説（多数説）がある。

(35) ドイツの制度については、山本・前掲書（注4）、五二頁以下、及び、インゴ・ゼンガー／宗田貴行訳「集団的権利救済」中田邦博、鹿野菜穂子編『消費者法の現代化と集団的権利保護』（日本評論社、二〇一六年）四三三頁以下参照。

(36) スペインでは、二〇〇〇年民事訴訟法により集団訴訟制度が導入され、その対象範囲は消費者に限定される。同法の二〇〇七年改正により、男女平等に関する権利の保護のため、労働組合等への原告適格付与を認める規定が置かれた（一一条bis）。

(37) フランスの制度については、山本・前掲書（注4）、六三頁以下参照。

(38) イタリア消費法典に関して、谷本圭子「イタリア消費法典の成立をめぐって」中田、鹿野編・前掲書（注35）、三二七頁以下。

(39) メキシコにおける集団的保護の対象範囲は、消費者及び環境に関する紛争に限定されている（連邦民事訴訟法典五七八条）。

(40) パラグアイでは、一九九八年消費者利用者保護法（法律第1334/98号）の第五章「消費者の権利の裁判上の保護」に集団訴訟に関する規定が置かれており、その適用範囲は消費者分野に限定されている。

(41) ベネズエラでは、特別法である「製品及び役務へのアクセスにおける人々の保護法（Ley para la Defensa de las Personas en el Acceso a los Bienes y Servicios: Ley DEPABIS）」及び「ラジオ、テレビ及び電子的手段における社

会責任法（Ley de Responsabilidad Social en Radio, Televisión y Medios Electrónicos: Ley RESPORTE）」により規律される範囲、すなわち、主に消費者分野に限られる。

(42) チリでは、一九九七年消費者保護法（一九九七年三月七日付法律第19.496号）の二〇〇四年改正法（二〇〇四年七月一四日付法律第19.955号）に集団訴訟制度が導入された。集団的保護の対象利益の三種別（五〇条）、消費者団体（五一条一項b号）だけでなく、行政機関である国家消費者サービス（Servicio Nacional del Consumidor）への原告適格付与がなされる（五一条一項a号）。ただし、原告適格としての消費者団体は六カ月以上前に設立された団体であって、提訴にあたっては総会決議を要すること（五一条一項b号）、同種個別的利益の場合は最低五〇名以上の被害者集団が原告適格を有すること（同c号）などの点でブラジル法と異なっている。

(43) メキシコでは、二〇一〇年に、メキシコ合衆国政治憲法（Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos）一七条に新しく第三項を設けて、集団訴訟を規律する法律を整備する旨の宣言規定が置かれた。翌二〇一一年、連邦民事訴訟法典が改正され、新規に第五巻（Libro Quinto）「集団訴訟（De las Acciones Colectivas）」（五七八条～六二六条）が設けられた。ブラジル法に倣い、三種類の集団的保護の対象利益が定められている（五八一条）。原告適格としては、連邦消費者保護局（Procuraduría Federal de Protección al Consumidor）、連邦環境保護局（Procuraduría Federal de Protección al Ambiente）等の国家機関の他（五八五条一号）、最低三〇名のメンバーからなる集団の共通代表（同二号）、法定要件を満たした民間団体（同三号）及び共和国検事総長（同四号）を認めている。適用範囲については、消費者及び環境に関する紛争に限定されている（五七八条）。

(44) パラグアイでは、一九九八年消費者利用者保護法（法律第1334/98号）の第五章「消費者の権利の裁判上の保護」に集団訴訟に関する規定が置かれている。集団的保護の対象となる利益（四三条一項）は、拡散的利益（四四条）及び集合的利益（四条i号）であり、原告適格として、消費者又は利用者、四五条～四七条所定の法定要件を満たす消費者団体、公的機関及び共和国検察庁が認められている（四三条二項）。いわゆる同種個別的利益については、損害を被った消費者及び利用者によってのみ賠償請求訴訟の提起が可能である（四三条三項）。

(45) ベネズエラでは、一九九九年制定の現行憲法において、個別的権利、集合的権利及び拡散的権利保護のための司法へのアクセスを保障する旨の規定が置かれた（二六条）。二〇一〇年の司法最高裁判所組織法（Ley Orgánica del

Tribunal Supremo de Justicia: LOTSJ）一四六条から一六六条に集団訴訟の手続規定が置かれている。しかしながら、原告適格に関する明文規定は置かれておらず、憲法及び司法最高裁判所組織法の解釈から、①人民弁護官（Defensor del Pueblo）、②当該目的のために法律により特に指名された国家機関、③損害を被ったグループとの関係性を証明しかつ惹起された損害を被ったあらゆる者、④主張する利益との関係性を証明する民間団体、が認められている（判例・学説）。

（46）ブラジル消費者保護法典九二条では、「検察庁が訴訟を行わない場合は、法律の監督者として行動する」と定める。

（47）チリ消費者保護法五一条一項では原告適格を定めているが、原告適格を列挙した後に、「裁判所は、被告への通知を行うのみならず、国家消費者サービス（Servicio Nacional del Consumidor）が提訴者でない場合は、当該国家消費者サービスへの通知を命じる」と定める。

（48）ポルトガル消費者保護法（Lei de Defesa do Consumidor）（法律第 24/96 号）二〇条では、「消費者の同種個別的利益、集合的又は拡散的利益の保護に係る行政及び民事訴訟に介入することにより、本法の適用範囲内及び各管轄内での消費者の保護を図ることも検察庁の任務である」と定めている。

（49）ウルグアイ一般訴訟法典四三条でも、当事者の指名又は裁判所の職権による検察官の選任に関して定められている。

（50）ウルグアイ一般訴訟法典四二条では、社会的利益団体は、法律又は裁判所の裁判に従い、その利益の適切な保護を保障しなければならないことが定められている。裁判所の裁判に従う場合には、拡散的利益の権利者又は代表者であるか否か、代表するグループにその利益が共通するか否か、技術的専門性及び道徳性により当該利益の適切な保護を保障し得るか否かが吟味され、否定されれば、訴え却下（一般訴訟法典一一九条二号）となる。また、第一回口頭弁論時（同一三三条九項及び三四一条五項）において被告が原告適格の欠如の抗弁を主張する場合もある。

（51）メキシコ連邦民事訴訟法典五八六条でも「代表の適切性」要件を明文で規定している。同条によれば、裁判上の集団的利益の保護において勤勉、熟達及び誠実さをもって行動すること（一号）、利益相反状況にないこと（二号）、軽薄又は無分別な拡散的、集合的又は同種個別的訴訟を提起しないこと又は繰り返し提起したことがないこと（三

号）、営利、選挙、宗教勧誘、不当競争又は投機的な目的を有する拡散的、集合的又は同種個別的訴訟を提起しないこと（四号）、連邦民法典の定めに従い、以前の集団訴訟において未熟、悪意又は不注意により行動しなかったこと（五号）が要件となっている。

(52) アルゼンチンでは、二〇〇九年アラビ事件最高裁判所判決（CSJN, en autos: "Halabi, Ernesto c. P.E.N. Ley 25.873 DTO. 1563/04, AR/JR/182/2009）において、「あらゆる集団訴訟の形式的認証には、損害を受けたグループ又は集団の明確な本人確認、その代表を引き受けようとする者の適性、及び、個人的側面を超えた、全集団に共通かつ同種的な事実問題及び法律問題を含む要因の存在といった、その実現のための一定の基本的なポイントの確認が必要であるというのが当裁判所の理解である」と判示した。そして、代表の適切性に関する法律規定を欠くために、裁判官によるコントロールによるしかないと考えられている。

(53) 二〇〇四年改正消費者保護法五一条七項では、裁判官の判断で弁護士の活動が裁判の通常の進行を遅らせていると評価できるときに、当該裁判の当事者である原告適格を有する者に対して、一〇日以内にその弁護士の中から共通代理人を指名するように要請することが定められている。また同項では、集団的又は拡散的利益の代表が消費者の利益を有効に保護するために適切ではない場合、裁判官が、職権又は当事者の請求により、裁判上の委任を撤回できる旨を定めている。

(54) 一九九八年民衆訴訟及びグループ訴訟法（Ley 472/1998 Acciones Populares y de Grupo）四九条では、グループ訴訟の追行にあたり弁護士が必要であり、複数の弁護士に依頼がなされた場合には、委員会が構成されなければならず、また、被害者の最大数を代表する者を裁判官がコーディネーター及びグループの法定代理人として認めることが定められている。さらに同法五二条において請求の要件が定められており、その一つに「本法三条及び四九条に従いグループ訴訟の根拠に関する正当性」（六号）が含まれている。

(55) 山本・前掲書（注4）、七六頁。

(56) オランダの制度については、長谷部由紀子「オランダの集合的和解制度の概要」ＮＢＬ九一三号・九一四号（二〇〇九年）、及び、山本・前掲書（注4）、五七頁以下参照。

(57) ポルトガルでは、消費者保護法の下での差止訴訟の他に、一九九五年民衆訴訟法（法律第83/95号）の下での民

衆訴訟という形態の集団的利益の保護が認められている。消費者の超個人的利益の保護については、当該民衆訴訟法の下での民衆訴訟による保護を求めることも可能である。消費者保護法一三条b号では、民衆訴訟法の定めに従い、直接の被害者ではない消費者及び消費者団体の原告適格が認められている。民衆訴訟法三条では、原告適格を有する団体であるためには、法人格（a号）、定款目的に当該利益の保護を明文で含むこと（b号）、企業又は自由業と競合する職業活動を行っていないこと（c号）という要件を満たす必要がある。

(58) 二〇〇一年拡散的利益又は集団的権利の司法的保護法（Ley sobre Amparo Judicial de Intereses Difusos o Derechos Colectivos）（法律第5.034号）九条では、四八時間以内に裁判官が原告適格を有する者の認証（admisibilidad）を行うと定めている（一項）。当該認証が認められなかった場合、一〇日以内に検察官が訴訟追行するか否かを決定する（九条二項、三項）。

(59) 山本・前掲書（注4）、五三～五四頁。

(60) 一九九八年民衆訴訟及びグループ訴訟法（法律第472/1998号）五六条によれば、コロンビアはオプトアウト方式か。判決前の段階で、グループのメンバーが判決や和解の効果を受けたくない場合は、訴状送達期間満了から五日以内に除外の意思表示を行う必要がある（五六条a号）。判決後の段階では、その者の利益がグループの代表者によって適切に提示されていないか又は通知に重大な錯誤が存在することを証明する場合に、判決効の影響を受けない（五六条b号）。判決は訴訟の当事者、及び、グループに所属していながら、グループ及び訴訟の結果からの除外の決定を適切かつ明示的に表明しなかった者に関して既判力を有する（六六条）。

なお、同法六五条四号では、日刊新聞における判決の抜粋の一度のみの公告から二〇日以内に訴訟に参加しなかった利害関係人が損害賠償請求を裁判所に申し出ることが定められている。

(61) 山本・前掲書（注4）、七七～七九頁。

(62) スウェーデンの制度については、山本・前掲書（注4）、五四頁参照。

(63) デンマークの制度については、上原敏夫「デンマークにおけるクラスアクション（集団訴訟制度）の概要」NBL九一七号・九一八号（二〇〇九年）、及び、山本・前掲書（注4）、五五頁以下参照。

(64) 三木浩一「ノルウェーにおけるクラスアクション（集団訴訟制度）の概要」NBL九一五号・九一六号（二〇〇

九年）、山本・前掲書（注4）、五四頁以下参照。

（65）スウェーデンのオプトイン方式は、オプトイン型の中では最も洗練された制度と評価されている（山本・前掲書（注4）、五四頁）。

（66）日本では「中南米」と呼称されることも多いが、地理的にメキシコは北米に属するし、カリブ海諸国も含まれず、厳密には正確性を欠く表現である。国連では「ラテンアメリカ」という表現が用いられている。「イベロアメリカ」という表現は、スペイン・ポルトガル自身も含める点で「ラテンアメリカ」と異なる。

（67）前掲注（60）参照。

（68）ポルトガルにおいて同種個別的利益の保護を定める一九九六年消費者保護法には、その既判力に関する規定が置かれていない。一九八五年約款デクレト（DL 第446/85号）三二条では、濫用条項の無効に関する認容判決の効力を定めており、差止訴訟で敗訴した被告との関係で、禁止された約款を含む契約の当事者たる者は、いつでも、その利益のために、差止訴訟判決における条項の無効を主張することができると定める（二項）。

（69）二〇〇一年拡散的利益又は集団的権利の司法的保護法（Ley sobre Amparo Judicial de Intereses Difusos o Derechos Colectivos）（法律第5,034号）二〇条では、訴訟に参加した当事者全員に対して判決の既判力が及ぶと定められている。二一条では、「当事者による本事案に基づく残余の請求を害することなく、棄却判決の通知から起算して最大二年以内に、原告が自己に帰責性のない事由により認識していなかった新証拠を提示する場合にのみ、集団的保護訴訟が再開される」と定める。

なお、アルゼンチンのリオネグロ州の一九九四年法律第二七七九号一八条（既判力）、一九条（新証拠に基づく集団的保護訴訟の再開）も同様の規定のため、同一ルールか。

（訳注　前田美千代）

〔付記1〕アダ・ペレグリーニ"グリノーヴェル教授は、二〇一七年七月一三日に逝去されました。サンパウロ大学法学部と慶應義塾大学法学部の学術交流を長期間支えてこられた学恩に深く感謝し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

〔付記２〕本研究は二〇一六年度慶應義塾大学学事振興資金（共同研究）「ブラジルにおける消費者被害救済のための制裁的な金銭支払制度の研究」、二〇一七年度慶應義塾大学学事振興資金（共同研究）「メキシコ及びアルゼンチンの集団訴訟に関する法制度と運用実態の比較研究」、ＪＳＰＳ科研費 JP16H03574, JP25870721, JP21730092, JP18K01224 の助成を受けたものです。